

○山形大学医学部附属病院研修生受入れ細則

平成19年6月19日 制定

改正 平成26年4月1日

令和8年1月13日

(趣旨)

第1条 この細則は、山形大学医学部附属病院研修生受入れ規程(以下「規程」という。)に基づき、山形大学医学部附属病院(以下「本院」という。)の職員・受診患者と山形大学医学部附属病院研修生(以下「病院研修生」という。)の双方の感染防止対策のために、病院研修生として受け入れる者の感染症に関する状態の事前確認、実習中の健康管理並びに事故等に対する対処について定めるものとする。

(確認対象とする感染症)

第2条 研修を受けようとする者(以下「研修希望者」という。)(研修希望者の所属の長が研修を委託する場合にあっては、所属機関の長。以下同じ)は、次に定める事項を確認しなければならない。

(1) 麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘及びB型肝炎に対する免疫状態

(2) 委託時又は委託後に、社会的に流行し感染のおそれのある疾患については、その疾患に対する免疫状態

(申請)

第3条 研修希望者は、医療機関又は保健所において前条に定める確認を行うものとし、規程第3条に定める申請の際には、その結果を所定の様式にて添付しなければならない。

(許可)

第4条 山形大学医学部附属病院長(以下「病院長」という。)は、前条の結果に基づき、規程第4条に定める受入れの許可の判断を行う。

(研修期間中の健康管理)

第5条 病院研修生は、本院での研修期間中の健康管理に努め、第2条各号に定める疾患をはじめとする各種感染症に罹患したか、罹患したことが疑われる場合には、速やかに病院長(所属機関の長が研修を委託している場合にあっては、病院長及び所属機関の長。以下同じ)にその旨を届け出なければならない。

2 前項の届け出を受けた病院長は、罹患状況等を確認し、研修を停止する等の措置を講じなければならない。

(賠償責任)

第6条 本院での研修期間中に、病院研修生が起因して発生した事故等により賠償責任が生じた場合には、病院研修生の責任において対処するものとする。

附 則

この細則は、平成19年6月19日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和8年1月13日)

この細則は、令和8年4月1日から施行する。